

## 大麦食品推進協議会調査・研究助成事業実施要綱

この要綱は、大麦食品推進協議会が実施する、大麦食品の普及促進に関する調査・研究助成事業の一般的約定事項を定めるものである。

### 第1条 委託事業の内容

事業委託先の団体においては、以下の調査・研究を実施する。

- 一 大麦および大麦を原料とする食品の健康機能性に関する調査・研究
- 二 大麦に含まれる成分の健康機能性に関する調査・研究
- 三 大麦食品の加工技術に関する調査・研究
- 四 大麦食品の販売促進（マーケティング）に関する調査・研究
- 五 その他大麦食品推進協議会技術部会にて、委託事業とすることが相応と判断した大麦食品の普及促進に関する調査・研究

### 第2条 事業の公募

調査・研究事業の内容は、委託者である大麦食品推進協議会（以下「委託者」という。）内に設置される技術部会が、第1条の事業の内容に照らし、適当と認めたものとする。

2 事業受託者の募集は委託者が管理するホームページ上に募集要項を公開し、実施する。応募に際し、受託希望者は様式（1）「調査・研究助成申請書」（以下「申請書」という）及び様式（2）「調査・研究事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して委託者に提出するものとする。

### 第3条 受託者の選定

委託者は、前条の規定により受託希望者から提出された「申請書」及び「実施計画書」について審査し、事業の内容に照らし、事業を委託するに適当と認められた者を受託者として選定する。

2 受託者数は特に定めない。

### 第4条 委託の申し入れ

委託者は選定された受託者に対して、本要綱を添えて、「事業受託依頼書」（以下「依頼書」という。）に事業の内容、助成費用その他必要な事項を明記の上、受託者に送付することにより、委託の申し入れを行うものとする。

2 委託事業の実施形態は、原則として受託者の規定する受託研究等の規定に則ることとし、委託者受託者双方による協議の上、決定する。

### 第5条 受託の通知

受託者は、前条の依頼を承諾したときは、当該依頼を受けた日から7日以内に「依頼書」に記名捺印したものを受託書として、委託者に提出するものとする。

### 第6条 調査・研究助成金

委託者は、調査・研究を遂行する上で必要な調査・研究経費として、1受託者当たり年間50万円を限度に調査・研究助成金を拠出する。

2 委託者は、受託の通知から14日以内に調査・研究助成金を支払うものとする。

### 第7条 調査・研究の実施期間及び研究の完了

本委託事業による調査・研究の実施期間は一年間を基本とする。ただし、期間満了一ヶ月前までに委託者、受託者双方書面による合意を得ることにより、延長することができる。

2 調査・研究の実施期間の満了の時、又は受託者及び委託者が本調査・研究は完了したものと認め  
た時、本調査・研究は完了したものとする。

#### 第8条 調査・研究成果の報告及び公表

受託者は、調査・研究が完了したときは、委託者に調査・研究の成果を報告するものとする。

2 受託者は、委託者の同意を得て、調査・研究の成果について公表することができる。

#### 第9条 調査・研究経費の報告

受託者は、調査・研究が完了したときは、様式（3）調査・研究助成金会計報告書及び様式（4）  
調査・研究助成金領収書貼付表により、調査・研究経費を報告するものとする。

#### 第10条 知的財産権の帰属等

本受託調査・研究の成果として新たに知的財産権が発生した場合には、委託者、受託者間の協議に  
より、その帰属を決定する

#### 第11条 調査・研究成果の利用

委託者は、受託者と協議したうえで、知的財産権を除いた調査・研究成果について、委託者が行う、  
大麦食品の普及・啓蒙活動に使用することができる。

#### 第12条 物件の帰属

調査・研究助成金により取得した物件は、委託者が指定するものを除き、受託者に帰属する。

#### 附則

この規程は令和元年6月1日から施行する。